

# 支えあいで安心の高齢期を 介護保険ってどんな保険？

## Part ②

医療保険(健康保険)に加入している人は、40歳になると自動的に介護保険に加入します。特別な手続きは必要ありません。今回は、「被保険者の種類(年齢区分)」と「保険料の納め方」についてお知らせします。

### 被保険者の種類

介護保険では年齢によって2つの被保険者に分れます。65歳以上の人を「第1号被保険者」、40歳から64歳の人を「第2号被保険者」と区分し、介護保険の利用条件や、保険料が変わってきます。

#### 第1号被保険者

(65歳以上の人)

65歳になる月に、保険証が自宅に郵送されます。介護が必要な状態になったときは、どなたでも介護認定を受けることができます。審査の結果、介護度が決定すると原則的には自己負担1割で介護サービスが利用できます。

#### 第2号被保険者

(40歳～64歳の人)

特定疾病が原因で介護が必要になったときは、介護認定を受けることができます。保険証は介護認定後に発行され、介護

サービスの利用については、第1号被保険者と変わりありません。

※特定疾病には、次の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
- およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

### 保険料の納め方

#### 第1号被保険者

納め方は受給している年金の額によって2通りに分かれます。

年金が年額18万円未満の人……町から送られる納付書により取扱金融機関などで支払います。

年金が年額18万円以上の人……年金の支払月(年6回)に天引きされます。

※ただし、次の人は一時的に納付書で納める場合があります。年度途中で保険料が増額になった、65歳になった、引越しをしたなど該当者には納付書が送られます。



#### 第2号被保険者

加入している医療保険

の保険料に介護保険分を合わせて納めています。保険料は医療保険の算定方式により決まります。

国民健康保険に加入している人……世帯主が、同じ世帯の40～64歳の人の分をまとめて国民健康保険税と合わせて納めます。

職場の健康保険に加入している人……健康保険料として給与から差引かれます。

※40～64歳の被扶養者(主婦などは個別に保険料を納める必要はありません)。



11月号では、第1号被保険者の保険料について、詳しくお知らせします。

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室

☎54・3111(内線153)